

白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要

1 条例制定の理由

都市計画法に基づいて行う都市計画事業及び土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の推進に必要な財源とするため、本条例を改正するものである。

2 条例の内容

都市計画税の税率を100分の0.1から100分の0.25に改正する。

3 施行期日等

令和8年4月1日から施行する。